

令和3年7月5日  
 千葉県健康福祉部  
 健康福祉指導課 地域福祉推進班  
 043-223-3924

## パーキング・パーミット制度の開始について

公共施設や商業施設等に設置されている障害者等用駐車区画については、健常者の不適正利用等が問題となっています。

そこで県では、当該区画の利用対象者の範囲を定め、利用証を交付する「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」、いわゆるパーキング・パーミット制度を、令和3年7月1日（木）から実施します。

本制度の導入により、外見では分かりづらい障害のある方や妊産婦などが当該区画を利用しやすくなるだけでなく、不適正利用の防止などに効果が期待されます。

制度の概要は裏面に記載。

### 1 利用証の対象者

障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人など、日常生活において歩行が困難な方。

### 2 利用証の種類

- (1) 青色：無期限（障害者、高齢者、難病患者）
- (2) 橙色：有期限（妊産婦、けが人等）

### 3 利用証を使用できる駐車区画

公共施設や商業施設等に設置されている、県内すべての下記駐車区画で使用可能。

#### (1) 車いす使用者優先駐車区画（法定区画）

車いすをお使いの方でも車を乗り降りしやすくするため、幅3.5m以上で一般の駐車区画よりも広く設けた駐車区画です。

#### (2) おもいやり駐車区画

主に高齢者や妊産婦の方など、歩行が困難なものの、幅が広い駐車スペースを必要としない方のための、一般的な幅の駐車区画です。

利用証



利用証の掲示例



車いす使用者優先駐車区画



#### 4 利用証の申請方法

県（郵送）及び最寄りの市町村（窓口）にて申請を受け付け、県に申請する場合は約2週間前後で交付し、市町村の窓口で申請する場合には原則即日交付します。

申請の際は、申請書と障害者手帳の写しなど確認書類の提出が必要です。

#### 5 利用証の相互利用

本利用証は、制度を導入している府県市と合意を結ぶことで、相互に利用することができ、本県においても制度開始日から他府県市間での利用が可能です。（下記参照）

### パーキング・パーミット制度の概要

#### パーキング・パーミット制度とは

公共施設や商業施設をはじめとする、さまざまな施設に設置されている障害者等用駐車区画を必要とする、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に利用証を交付することで、適正利用を図る制度です。

#### パーキング・パーミット制度の導入状況

本制度は令和3年4月現在、全国39の府県で導入されており、導入率は約83%となっています。また、制度を導入していない都道府県のうちの4市（埼玉県川口市及び久喜市、沖縄県那覇市及び浦添市）でも独自に導入されています。

未導入の自治体：北海道、青森県、東京都、神奈川県、埼玉県、愛知県、沖縄県

#### パーキング・パーミット制度利用対象者の要件

本制度の利用対象者は、身体障害者、要介護者、要支援者、妊産婦やけが人など多岐に渡りますが、対象者の要件は制度を運用する地方公共団体によって異なります。（本県の利用対象者の要件は下記のとおり）

区 分		交付基準	申請に必要な書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	無期限（対象者としての基準に該当しなくなるまで）	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
	体幹	5級以上			
		脳原性運動機能障害			上肢機能 移動機能
	内部障害（免疫機能障害を含む）	4級以上			
知的障害者	療育手帳の障害程度の欄がAの2以上の者	療育手帳	無期限（対象者としての基準に該当しなくなるまで）		
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証			
高齢者等	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である者	介護保険被保険者証			
妊産婦	妊娠7箇月～出産予定日から1年の者	母子健康手帳	妊娠7箇月～出産予定日から1年 （出産後は乳児と同伴の場合に限る）		
けが人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書（保険証、運転免許証等）	必要と認める期間（原則1年以内）		



# 利用証が できました。

車いすマークのある駐車場を

優先的に利用できます



歩行が困難な方が対象です

障害のある方、要介護者、  
難病患者、妊産婦、けが人  
などへ利用証を交付します。

ここで利用できます



交付を希望される方は、県または  
お住まいの市町村へご相談ください

《お問い合わせ》  
千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課  
TEL 043-223-3924  
(平日 8:30~17:00)



利用証の申請方法や対象者など、詳しくは県HPへ

千葉県 障害者 駐車場



# 対象駐車区画

対象駐車区画には2種類あります。それぞれ、駐車場の路面や付近に看板やステッカー等を掲示し、下記マークで表しています。



## 1. 障害者等用駐車区画

車いすをお使いの方が車を乗り降りできるように、一般の駐車区画より幅が広く設けられています。



## 2. 思いやり駐車区画

建物の出入口付近に設けられている、一般幅の駐車区画です。

高齢者や妊産婦の方など、幅が広い駐車区画を必要としない方は、できるだけこちらをご利用ください。

# 利用証の使い方

- 対象の駐車区画に駐車するときは、ルームミラーに利用証をかけるなど、車外から見えるように掲示してください。
- この利用証は、対象の駐車区画に必ず駐車できることを保証するものではありません。他の対象者が駐車しているなど、利用できない場合もあることをあらかじめご了解ください。
- この利用証は、対象となる人が運転又は同乗している車両が対象の駐車区画に駐車する場合にのみ利用できます。

# 利用証の種類

利用証には2種類あります。



## 1. 無期限の利用証

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者等が対象です。



## 2. 有期限の利用証

妊産婦、けが人等が対象です。

# 利用証の申請方法

- 申請先
  - 窓口による申請(原則即日交付)：お住まいの市町村窓口
  - 郵送による申請(約2週間程度)：千葉県健康福祉指導課
- 申請者
  - 本人または代理人
- 必要書類
  - 利用証交付申請書
  - 下記に記載の申請に必要な書類
  - 代理人の本人確認書類(代理人申請の場合のみ)

# 利用証の交付対象者・有効期限

区分		交付基準	申請に必要な書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	無期限(対象者としての基準に該当しなくなるまで)	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		脳原性運動機能障害			上肢機能
	移動機能				6級以上
内部障害(免疫機能障害を含む)		4級以上			
知的障害者	療育手帳の障害程度の欄がAの2以上の者	療育手帳			
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証			
高齢者等	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である者	介護保険被保険者証			
妊産婦	妊娠7箇月～出産予定日から1年の者	母子健康手帳	妊娠7箇月～出産予定日から1年(出産後は乳児と同伴の場合に限る)		
けが人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書(保険証、運転免許証等)	必要と認める期間(原則1年以内)		

# 申請先の確認・申請書の入手

申請先の確認や、申請様式のダウンロードは、千葉県ホームページ(下記QRコード)をご覧ください。



または

千葉県 障害者 駐車場



# お問い合わせ

利用証に関する相談やお問い合わせは、下記へご連絡をお願いします。

千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課  
TEL 043-223-3924  
(平日 8:30~17:00)